

2017年2月16日

お取引先各位

アルバック機工株式会社
CSセンター長 向井田 誠

修理ポンプ廃棄依頼品引き取り廃止のお知らせ

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件に付きまして、現在預り修理品の廃棄処分のご依頼の場合、弊社にて廃棄処分の窓口業務を行っておりましたが、この行為が環境省や宮崎県担当部（以下当局）より法的に問題があるとの指導を受けました。

これを受け、誠に勝手ではございますが、預り修理品の廃棄処分の行為を取り止めることにいたしましたので、ご案内申し上げます。

付きましては、今後の修理受付分に関しまして、修理を行わない場合には弊社より修理未着手品として返却させていただきますのでご了承の程お願いいたします。

敬 具

当局の見解は以下の通りとなります。

- ・ 占有者（所有者）が自ら利用し不要になった物で、他人に有償で売却できない物や形式的に有価物とした物も廃棄物の対象とする
- ・ 例えリサイクルする場合であっても産業廃棄物に該当し廃棄物処理法が適用される。
- ・ 排出者（所有者）が処分する。
- ・ 排出者（所有者）での処分が困難な場合、適正な廃棄物処理事業者に委託して処理しなければならない

結論と致しまして、これまでの処分のご依頼とその引取りが違法な行為となっていたと判断されたことから、今回のご案内とさせていただきました。

誠に恐縮ではございますが、事情ご賢察の上、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

修理未着手品の返却費用について

- ・ 返却の運送費用は着払いとさせていただきます。

ご不明な点は担当営業窓口へお問合せをお願いいたします

以 上